

電気事業法に基づく使用制限に係る制限緩和措置の運用について

平成23年6月10日

資源エネルギー庁

これまで制限対象需要家の方々から頂いた御意見を踏まえ、制限緩和措置の運用に関し、新たに下記のとおり整理しました。

1. テナントが制限緩和対象設備である場合の扱い

- ▶ 原則、ビルに入居しているテナント（※1）が制限緩和の対象設備を有していたとしても、電気の需給契約の対象者（使用制限対象者）はビルオーナーであるため制限緩和措置は適用しない。
- ▶ ただし、テナントが事実上ビルオーナーと同一視できる場合には、例外的に、使用制限対象者であるビルオーナーに対して、制限緩和措置を適用する。
- ▶ 同一視できる場合は以下のとおりとする。ただし、使用制限対象者であるビルオーナーが制限緩和申請をすることが前提。
 - ✓ 制限緩和の対象設備を有するテナントが当該テナントビルの総床面積のすべてを賃借等（※2）している場合。
 - ✓ ただし、告示第5条第1項第2号アの緩和措置の適用に際しては、その適用を需要設備の変動幅により決定していることから、緩和対象設備を有している一定のテナント（※3）が入居するビル全体（需給契約単位）の需要変動幅が緩和要件を満たす場合。

※1 テナントビルにおけるビルオーナー、テナントの関係と同様と考えられる場合には、本整理を適用する。

※2 例えば、電気の需給契約の対象者がエネルギーサービス会社であつて、当該会社の需要設備が専らエネルギー管理権原を有している者の事業に使用されており、かつ、エネルギーサービスの対象範囲が全て当該者の需要のみに対応する場合も含む。

※3 「一定のテナント」とは以下のいずれかを満たすもの。

- ・当該テナントに係る緩和対象設備の使用電力量がテナントビル全体の使用電力量の50%以上であること（月間の使用電力量）
- ・当該テナントの賃借する床面積の割合がテナントビル全体の総床面積の50%以上であること

2. 告示第5条第1項第2号アの運用

- 契約電力の変更により、直近1月の平均変動幅がとれない場合には、契約電力の変更によって、変動幅が基本的に変わらないことを申請者が立証した場合には、契約電力の変更前の変動幅で代替することを認める。

※「変動幅が基本的に変わらないこと」については、例えば、以下の資料で立証。

- ・契約電力変更の理由（情報処理システムに係るもの以外の負荷変更を理由とするものではないことの立証）
- ・契約変更後の需要変動幅の見込み値
- ・契約変更前の需要変動幅

3. 発電設備の起動用電源の扱い

- 発電事業者（卸供給事業）の発電設備がトラブルにより停止等した場合、当該発電設備を再起動等するために使用する電力については、告示第2条第1号に規定する「社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働が必要と認められる需要設備」に該当することから、当該再起動等の時に限り適用除外とする。
- 自家発電施設を保有する需要設備については、以下のいずれにも該当する場合には、告示第5条第1項第6号の緩和措置の対象とし、自家発電施設の稼働停止期間に限り、契約電力×0.85を使用できる電力の上限とする。
 - ✓ 基準期間には当該自家発電施設が通常どおり稼働したため、基準期間の指定時間における使用電力の最大値が契約電力の値を著しく下回ったと認められる場合

- ✓ 使用制限期間中の指定時間において、当該自家発電施設がトラブルにより稼働停止となり、常時使用電力を使用せざるを得ない場合。

4. テナントビルにおける入居率の増加を踏まえた緩和措置

テナントビルにおいて、基準期間のテナントの入居率が低かったが、その後入居率が増加した場合に、低い入居率を前提とした「使用できる電力の上限」の設定は実態にそぐわないことから、告示第5条第1項第10号の緩和措置として、以下を講じる。

- 以下の算定式で求められる数値が0.2以上である場合には、「通知書に記載されている使用できる電力の上限」に（算定式で求められる数値+1）を乗じて得た値と契約電力に0.85を乗じて得た値のいずれか小さい方を上限とする。

（制限緩和申請時点のテナント入居面積－基準期間末日のテナント入居面積）／（総床面積）

5. 震災により被災し、電気の需給契約を解除した需要設備の扱い

東日本大震災により被災（罹災証明により証明）し、電気の需給契約を解除した需要設備（解除需要設備）については、当該設備での生産機能等を同一法人の別の需要設備に移管することが想定されることから、告示第5条第1項第10号の緩和措置として、以下を講じる。

- 「解除需要設備の基準期間の使用最大電力等に0.85を乗じて得た値」を「同一法人（子会社を含む。）の他の需要設備（解除需要設備と同一の電力会社の供給区域内にあるものに限る。）の使用できる電力の上限」に加算する。